

石綿無含有とされる場合
裏面確認で不燃番号が新番号 (NM,QM)表記の場合も調査の対象外と判断できる。(2002年5月以降)

【参考】

【参考】

45

表1のデータを商品名まで確認する。これが判断基準資料となる。

石綿含有せっこうボード一覧

製品規格 制定番号	商品名	メーカー(販売) 社名	製造時期のメーカー 区分	製造時期	含有率	種類	判断基準資料	備考
2006	10000標準型石膏ボード	三井物産株式会社	西野石膏 (株)	1970~1979	1	自由裁	№62006	調査済
2019	10000標準型石膏ボード	三井物産株式会社	西野石膏 (株)	1970~1984	1	自由裁	№62019	調査済
2014	10000標準型石膏ボード	三井物産株式会社	西野石膏 (株)	1970~1984	1	自由裁	№62014	調査済
1012	10000標準型石膏ボード	三井物産株式会社	西野石膏 (株)	1970~1984	1	自由裁	№62012	調査済
1013	10000標準型石膏ボード	三井物産株式会社	西野石膏 (株)	1970~1979	1.5	自由裁	№61013	調査済
1014	10000標準型石膏ボード	三井物産株式会社	西野石膏 (株)	1970~1979	2	自由裁	№61014	調査済
1004	10000標準型石膏ボード	三井物産株式会社	西野石膏 (株)	1970~1980	1.5	自由裁	№61004	調査済
2008	10000標準型石膏ボード	三井物産株式会社	西野石膏 (株)	1970~1980	2	自由裁	№62008	調査済
1425	10000標準型石膏ボード	三井物産株式会社	西野石膏 (株)	1970~1981	1.5	自由裁	№61425	調査済

46

アスベスト診断は日付で管理する！ 網羅的に全ての建材を調査！

1975 (S50) 1975年3月22日施行
1995 (H7) 1995年1月26日施行
2004 (H16) 2004年10月1日施行
2005 (H17) 2005年1月22日施行
2006 (H18) 2006年8月2日施行
2008 (H18) 2008年9月1日施行
2012 (H24) 2012年10月1日施行
2018 (H30) 2018年10月1日施行
2024 (H36) 2024年10月1日施行

規制の対象含有率: S50~5%超 → H7~1%超 → H18~0.1%超
吹付け作業: S50~原則禁止 → H17~全面禁止 (~H18は1%超)
禁止対象: H7~アモサイト・クロソライト禁止 (1%超) → H18~全面禁止 (0.1%超)

石綿法規制の変遷

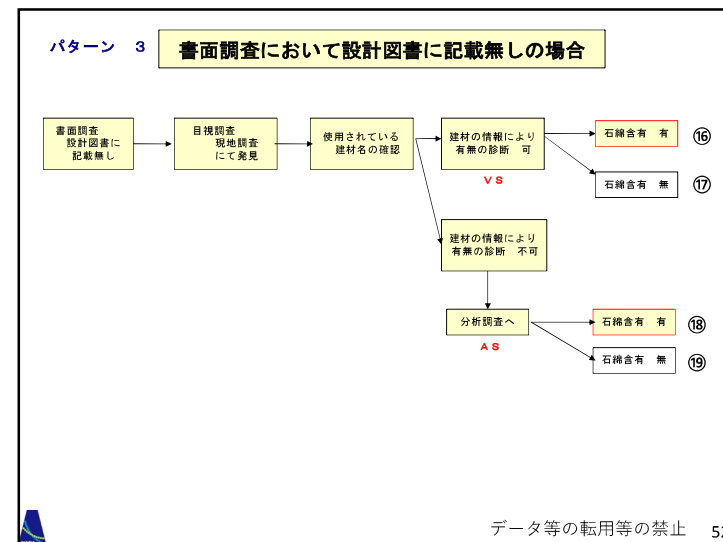
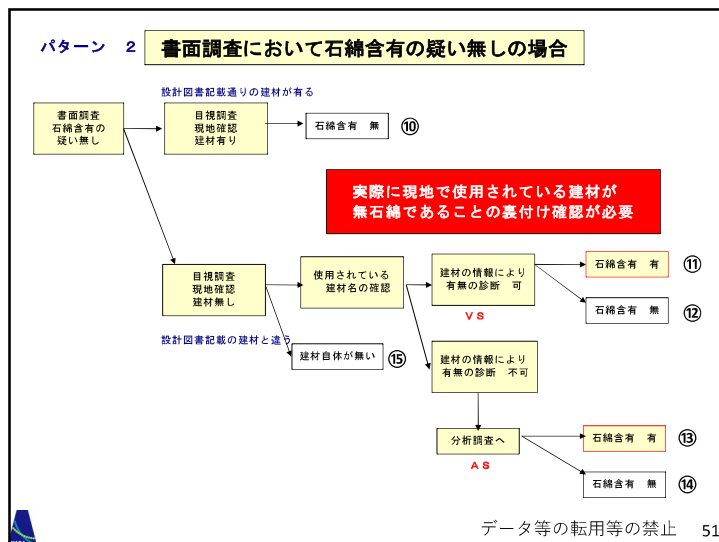
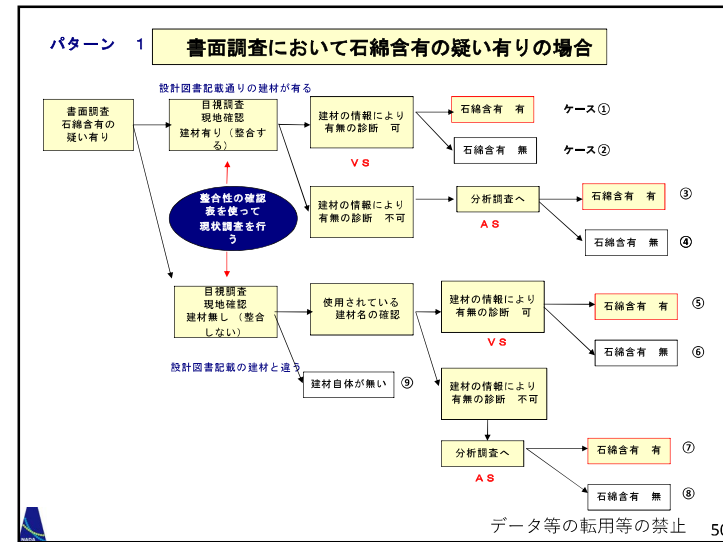
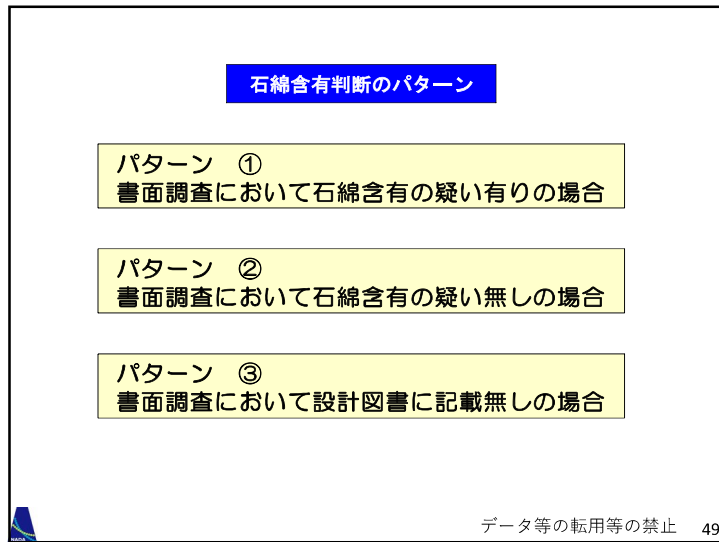
- 1975年3月22日施行: 1975年3月22日施行
- 1995年1月26日施行: 1995年1月26日施行
- 2004年10月1日施行: 2004年10月1日施行
- 2005年1月22日施行: 2005年1月22日施行
- 2006年8月2日施行: 2006年8月2日施行
- 2008年9月1日施行: 2008年9月1日施行
- 2012年10月1日施行: 2012年10月1日施行
- 2018年10月1日施行: 2018年10月1日施行
- 2024年10月1日施行: 2024年10月1日施行

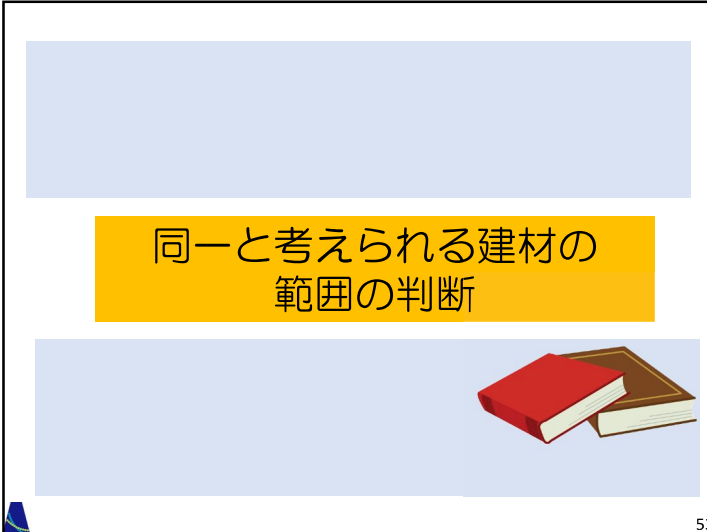
データ等の転用等の禁止

47

- 1975 (昭和50)年、特定化学物質等障害予防規則 (特化則) の改正で5%を超える吹付け石綿作業が原則禁止。
- 1995 (平成7)年、石綿1%を超える吹付け作業が原則禁止と強化され、労働安全衛生法施行令 (安衛令) の改正で青石綿・茶石綿の製造などの禁止が行われた。
- 2004 (平成16)年、重量比1%を超える石綿製品の製造・使用等が禁止。
- 2005 (平成17)年には新たに石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。
- 2006 (平成18)年には重量比が0.1%を超えると強化された。(但し、代替品が確立していない特定分野の部材を除く。)
- 2012 (平成24)年、石綿製品の全面禁止。(代替技術が確立し、石綿は完全に製造禁止となった。)

48





同一と考えられる建材の 範囲の判断

53

書面調査及び現地調査 同一と考えられる材料範囲の特定

【平成30年4月20日基安化発0420第1号の概要】
(代表性の適切な判断)

○同種類の製品等であっても、ある材料の石綿含有の有無を、それと異なる材料の石綿含有の有無の判断に転用してはならない

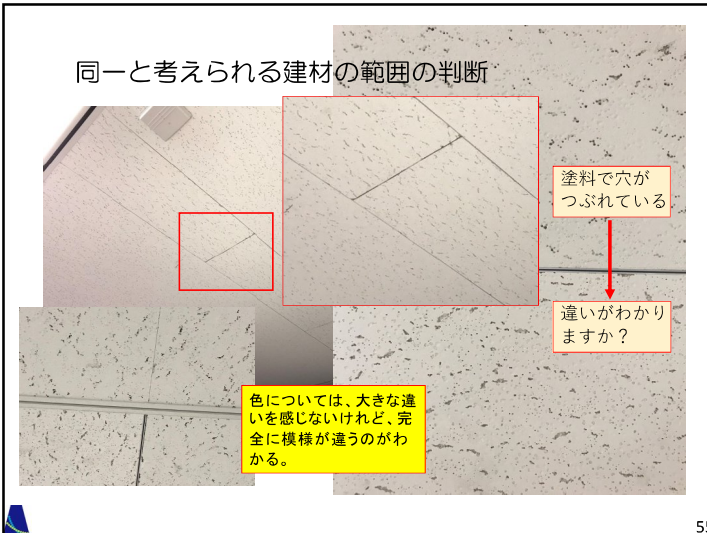
(例) 同一のフロア内・部屋内であっても、①補修・増改築がなされている場合、②建材等の吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けや複数業者による施工が疑われる場合 → それぞれの範囲ごとに別の材料として判断

(例) 表面仕上げが一色でも同ロットの成形板とは限らない。例えば天井板であれば点検口から裏面確認を行う。

【関連箇所】解体マニュアルp.16～17の18～19

54

同一と考えられる建材の範囲の判断



塗料で穴がつぶれている

違いがわかりますか？

色については、大きな違いを感じないけれど、完全に模様が違うのがわかる。

55

同一と考えられる建材の範囲の判断



天井の仕上げは塗装仕上げで見分けがつかないが、裏面を見れば全く違う建材

56

試料採取と採取箇所等の考え方

一般に分析は、分析対象の代表性と変動性(均一性)を考慮したものとすべきであり、建材の石棉分析においては、具体的には、

- ①目視調査において同一と考えられる範囲を適切に判断し、
- ②試料採取において建材にムラがあることを考慮し、同一建材ごとに3箇所から採取しなければならない。

例えば、①の例として、吹付け材であれば、色違いの部分や複数回吹きつけがなされた場合は、それぞれの施工部位を別の建材と判断し、それぞれの施工部位で3箇所以上採取する必要がある。

採取した試料の扱いについては、1検体ごとに3箇所から採取した3個それぞれを別の密閉容器(チャック付きポリ袋)に入れ、3個のサンプルを一纏めにして1試料とする。(図I-5-1)

57

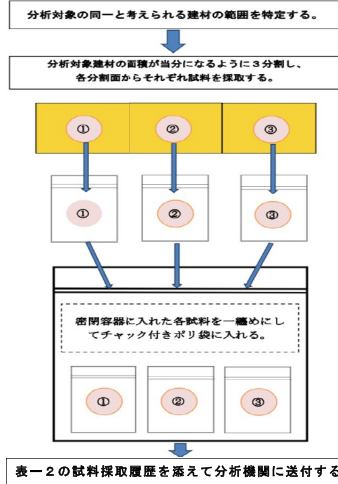


表-2の試料採取履歴を添えて分析機関に送付する。
(出所)平成24年度 石綿含有建材の石綿含有率測定に係る講習会テキスト(一部改定)
 図I-5-1 試料採取の流れ

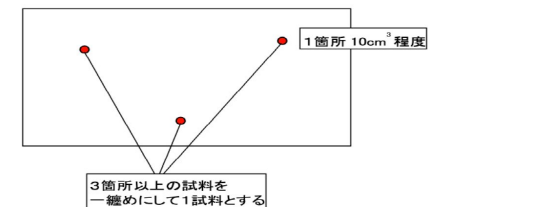
58

吹付け材の試料採取

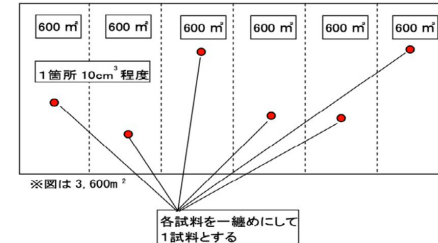
吹付け材の場合であれば、試料採取は該当する吹付け面積を3等分し、各区分から1個ずつサンプルを採取することになるが、その具体例を以下に示す。

- (1) 平屋建ての建築物で施工範囲(床面積を想定)が**3,000m²未満**の場合、試料は原則として、該当吹付け材施工部位の3箇所以上、1箇所あたり10cm³程度の試料を採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉したうえで、それらの試料をひとまとめにして大きめの密閉式試料ホルダーに収納する。(図I-5-2)
- (2) 平屋建ての建築物で施工範囲(床面積を想定)が**3,000m²以上**の場合、600m²ごとに1箇所あたり10cm³程度の試料を採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉したうえで、それらの試料をひとまとめにして大きめの密閉式試料ホルダーに収納する。(3,000m²以上の場合は2業者で施工することがある。)(図I-5-3)
- (3) 建築物であって、施工等の記録より、耐火被覆の区画に関し**耐火被覆の業者(吹付け業者)が明確な場合**、業者ごとの区画を一つの施工範囲とし、その範囲ごとに3箇所以上、1箇所あたり10cm³程度の試料を採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉したうえで、それらの試料をひとまとめにして大きめの密閉式試料ホルダーに収納する。(図I-5-4)
- (4) 建築物であって、耐火被覆の区画に関し**記録がなくかつ耐火被覆の業者(吹付け業者)が不明確な場合**、各階を施工範囲とし、その範囲ごとに3箇所以上、1箇所あたり10cm³程度の試料を採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉したうえで、それらの試料をひとまとめにして大きめの密閉式試料ホルダーに収納する。(図I-5-5)

59

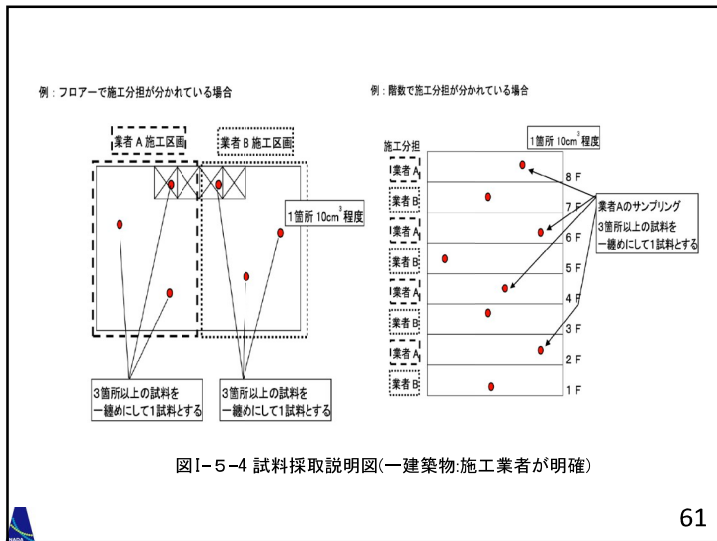


図I-5-2 試料採取説明図(平屋建ての建築物:床面積 3,000m² 未満)

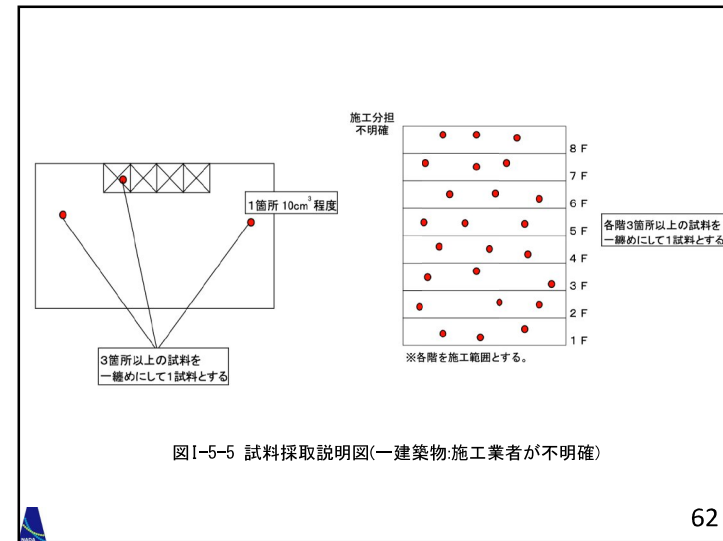


図I-5-3 試料採取説明図(平屋建ての建築物:床面積 3,000m² 以上)

60



61



62

◎ 分析試料一覧表 (分析依頼表)

旧老人福祉センター石綿事前調査業務委託 分析試料一覧表

試料番号	採取場所(部位)			採取材料名	採取建築物名	取上年月	試料採取目	
	部位①	部位②	部位③				採取者(職務)	採取指示者(職務)
AS-1	4 : 玄関ホール 床	15 : 脱衣室(男) 床	38 : 倉庫① 床	瓦片/ビニール	旧老人福祉センター	S20.8.6	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-2	7 : 事務所(朝晩) 床	7 : 事務所(朝晩) 床	23 : 配室C 床	瓦片/ビニール	旧老人福祉センター	H13.11.30	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-3	35 : 調理室(朝晩) 床	35 : 調理室(朝晩) 床	35 : 調理室(朝晩) 床	瓦片/ビニール	旧老人福祉センター	H1.7.31	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-4	6 : 事務室 市木	19 : 脱衣室(女) 市木	39 : 倉庫② 市木	ソフ/市木	旧老人福祉センター	S20.8.6	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-5	3 : エレベーター 天井	5 : 廊下 天井	6 : 事務室 天井	岩綿/石膏板	旧老人福祉センター	S20.8.6	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-6	35 : 調理室(朝晩) ふところ 天井	35 : 調理室(朝晩) ふところ 天井	35 : 調理室(朝晩) ふところ 天井	吹付/石膏ボード	旧老人福祉センター	H1.7.31	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-7	42 : 機械室 配管/石膏ボード	42 : 機械室 配管/石膏ボード	42 : 機械室 配管/石膏ボード	水綿/岩綿材	旧老人福祉センター	S20.8.6	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-8	42 : 機械室 配管/石膏ボード	42 : 機械室 配管/石膏ボード	42 : 機械室 配管/石膏ボード	水綿/岩綿材	旧老人福祉センター	S20.8.6	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-9	44 : 北側外壁 外壁	47 : 東側ガラス外壁 外壁	48 : 南側外壁 外壁	スタッコ/吹付け	旧老人福祉センター	S20.8.6	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-10	44 : 北側外壁(廊下部) 軒天/外壁	44 : 北側外壁(廊下部) 軒天/外壁	48 : 南側外壁 軒天/外壁	吹付け/吹付け	旧老人福祉センター	S20.8.6	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-11	46 : 調理室(朝晩) 外壁	46 : 調理室(朝晩) 外壁	46 : 調理室(朝晩) 外壁	スタッコ/吹付け	旧老人福祉センター	H1.7.31	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-12	53 : 事務所(朝晩)外壁(廊下部) 外壁	53 : 事務所(朝晩)外壁(廊下部) 外壁	53 : 事務所(朝晩)外壁(廊下部) 外壁	1-仕掛材 D-ウーラ-吹付け	旧老人福祉センター	H13.11.30	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-13	54 : 屋上(朝晩) 防水層	54 : 屋上(朝晩) 防水層	54 : 屋上(朝晩) 防水層	防水層材	旧老人福祉センター	S20.8.6	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275
AS-14	54 : 屋上(朝晩) 屋根	54 : 屋上(朝晩) 屋根	54 : 屋上(朝晩) 屋根	スカイモル/瓦	旧老人福祉センター	S20.8.6	2019/07/28 旧個人小原健一 調査員H26000405	2019/7/28 小原健一 NADA/2275

63

分析調査依頼 アスベスト分析マニュアル第2版参照

石綿則においては分析調査を行う者についても要件が定められている。分析調査を行うことができる者について以下に示す。なお分析対象となる建材の採取については、採取箇所の判断を適切に行う観点から、現地における目視調査とあわせて調査者等が行うことが望ましい。

＜分析調査を行う者＞

所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、**修了検査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者**

上記の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は以下の者である。

- 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される
 ・Aランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
- 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

事前調査の義務を負う元請業者及び事業者は、令和5(2023)年10月以前に実施する事前調査においても、可能な限りこれらの者に書面調査、現地での目視調査及び分析調査を依頼することが望ましい。

64

特記事項に何を書き入れるのか？

⑧調査結果の概要
 特記事項では、調査の範囲(調査不能であった箇所、改修の場合は調査対象外の箇所)等を記入する。その際の留意事項は以下のとおりである。
 a 今回調査できなかった箇所となぜ調査できなかったかを詳しく記載。
 b 含有建材、無含有建材の判断根拠は詳細報告書に記載するが、含有建材と「みなす」理由は調査依頼者に尋ねられる場合も多く、簡潔に書くことが必要である。
 c 無含有建材の証明は、石綿含有の可能性のある建材について、石綿なしと判断した場合は、その同一と考えられる建材範囲ごとに、判断根拠が明確となるよう記録を作成する。
 d 分析代表試料と同一範囲と判断したものについては、詳細報告書に記載する。
 e 調査者からの今後の解体・改修のためのアドバイス。解体においての事前調査は網羅的に全ての部屋・部位を調査するが、調査から解体までの時間が半年を超えるようであれば、吹付け石綿等のレベル1建材については劣化状況を確認し、特記事項に記載しておくことが望ましい。

※工作物について(対象物以外は、メーカー名及び型番の報告)
 ※含有の根拠については、詳細報告書に限定する
 ※分析結果については、詳細報告書に限定する

69

実践!! 詳細調査報告書(事前調査詳細表)にて報告!

各室の調査結果

書面調査

目視調査

診断

枠線内が一部屋の調査報告結果になっている。

事前調査詳細表:
 ・整合性の確認表を用いて、図面と実際の整合性を確認した結果
 ・現在使用されている建材の石綿含有の有無の最終診断結果を取りまとめた総括表

調査詳細報告書(建材の石綿含有の有無はこの表で報告)

70

調査状況写真帳

調査状況写真帳 ①整合性の確認表を用いた部屋ごとの写真帳
 ②裏面確認の写真帳

(1) 部屋ごとの写真帳(次の2ページ)
 ・調査する部屋に張った「整合性の確認表の写真」(1ページ)
 ・床、巾木、腰壁、かべ、天井、ふところの6枚の写真(1ページ)

71

調査状況写真帳

72

調査状況写真帳

建材ごとの写真帳
裏面確認を行う場所ごとに写真をまとめる。

<廊下の壁紙と天井材の確認を行った記録（判断根拠）の例>

旧老人福祉センター-石綿事前調査業務委託 VS-5廊下

①	②	③
壁 確認 紙壁紙 壁装材料 準不燃C001号	壁、モルタル層下地 確認 紙壁紙 壁装材料 準不燃C001号	天井 確認 PB290m 準不燃2015号
貼付されているシール（赤の矢印）で準不燃番号を確認（石綿不含有）	下地はモルタル塗りで、壁は不含有	天井点検口の小口で天井が2重張りであることを、各ボードの厚みを確認

73

調査状況写真帳

(2) 建材ごとの写真帳

④	⑤	⑥
ふところ 確認 天井裏 グラスウール敷き 100mm	天井裏面 確認 PB290m 準不燃2015号	ふところ 確認 屋根裏断熱材 木毛板
天井板の上にあるグラスウール断熱材（石綿不含有）	グラスウール断熱材をめくると石膏ボードの準不燃番号から石綿不含有であることを確認	天井内スラブ下に木毛板が打ち込まれていた（石綿不含有）

74

実践!! サンプルング位置図の作成!

旧老人福祉センター 分析試料サンプルング位置図（長尺塩ビシート、ソフト巾木）

リスト表

1	玄関ホール
2	ロビー
3	受付室
4	事務室
5	事務室
6	事務室
7	事務室
8	事務室
9	事務室
10	事務室
11	事務室
12	事務室
13	事務室
14	事務室
15	事務室
16	事務室
17	事務室
18	事務室
19	事務室
20	事務室
21	事務室
22	事務室
23	事務室
24	事務室
25	事務室
26	事務室
27	事務室
28	事務室
29	事務室
30	事務室
31	事務室
32	事務室
33	事務室
34	事務室
35	事務室
36	事務室
37	事務室
38	事務室
39	事務室
40	事務室
41	事務室
42	事務室
43	事務室
44	事務室
45	事務室
46	事務室
47	事務室
48	事務室
49	事務室
50	事務室
51	事務室
52	事務室
53	事務室
54	事務室
55	事務室
56	事務室
57	事務室
58	事務室
59	事務室
60	事務室
61	事務室
62	事務室
63	事務室
64	事務室
65	事務室
66	事務室
67	事務室
68	事務室
69	事務室
70	事務室
71	事務室
72	事務室
73	事務室
74	事務室
75	事務室
76	事務室
77	事務室
78	事務室
79	事務室
80	事務室
81	事務室
82	事務室
83	事務室
84	事務室
85	事務室
86	事務室
87	事務室
88	事務室
89	事務室
90	事務室
91	事務室
92	事務室
93	事務室
94	事務室
95	事務室
96	事務室
97	事務室
98	事務室
99	事務室
100	事務室

75

分析試料サンプルング位置図

旧老人福祉センター 分析試料サンプルング位置図（長尺塩ビシート、ソフト巾木）

AS-2-3 長尺塩ビシート 23 和室C 床

AS-1-2 長尺塩ビシート 15 脱衣室（男）床

AS-1-1 長尺塩ビシート 4 玄関ホール 床

AS-4-1 ソフト巾木 6 事務室 巾木

東面ガラス・外壁・屋根

76

分析試料サンプリング位置図

分析試料の採取場所、試料No.、3箇所からの採取状況が分かるように平面図に記載する。
 書面調査で分析しなければならない建材を洗い出し、目視調査で分析対象建材を確定することになる。
 施設規模、敷地内棟数によって、試料採取数は大きく変わるが10検体を越えることは珍しくない。
 発注者にわかりやすい様に位置図作りを進めていくことが必要である。同一と考えられる建材の範囲ごとに、原則として3箇所以上から試料を採取すること。**(変動性・均一性の適切な考慮)**

例えば採取No.1-1、長尺塩ビシート、室番号4玄関ホール、部位は床。採取No.1-2、長尺塩ビシート、室番号15脱衣室男子、部位は床。採取No.1-3、長尺塩ビシート、室番号38倉庫①、部位は床。などの様に適宜色分けをして採取位置を明記する。

同一と考えられる建材の範囲は、1室になることもあれば、1フロアにあること、複数階にまたがることもある。

⑤ 試料採取（サンプリング）状況写真



- 1か所あたり3枚の写真
- ①採取前湿潤剤散布状況
- ②試料採取状況
- ③採取後の固化材散布状況
- サンプルは3箇所から採取
- サンプルの写真
- ※ 1サンプルにつき10枚の写真となる

実践!! アスベスト分析マニュアルの結果報告書を活用!

記録にはいずれの方法で判断したが、その判断根拠として使用した書類を含めて記録する。石綿含有の可能性のある建材について、石綿なしと判断した場合は、その同一と考えられる建材範囲ごとに、判断根拠が明確となるよう記録を作成する。

判断根拠として使用した書類は、石綿(アスベスト)含有建材データベースのプリントアウト、メーカーの石綿無含有証明資料、分析結果の報告書、過去に実施した調査結果、ガスケット等の交換記録などを添付し、**石綿含有の有無の判断が適確に実施**されたことが説明・検証できるようにしておく。

調査結果は、作業者へ石綿含有建材の**使用箇所を的確に伝えられる形式で記録**する。なお平面図で表現しづらいものは書面調査で入手した断面図や詳細図等を用いたり、建材の種類別に色分けしたり、石綿無含有の範囲についても表示するなど、使用箇所が一層分かりやすく示すことが望ましい。

添付資料（判断根拠）

石綿（アスベスト）含有建材データベース

検索結果商品名一覧

商品名	用途	規格	製造年	製造元	アスベスト含有率	備考
アスベスト入り石膏ボード	石膏ボード	建築用石膏ボード	1970～1980	旭硝子	0.1%	※
アスベスト入り石膏ボード	石膏ボード	建築用石膏ボード	1970～1980	旭硝子	0.1%	※
アスベスト入り石膏ボード	石膏ボード	建築用石膏ボード	1970～1980	旭硝子	0.1%	※

<https://www.gypsumboard-a.or.jp/pdf/asbestos.pdf>

2022年7月26日

石膏ボード製品におけるアスベストの含有について

一般社団法人 石膏ボード工業会

一般社団法人 石膏ボード工業会では、2017年（平成29年）にアスベスト含有製品に関して当時の委員各社からの報告などを取りまとめ、その結果を下記（1～3）の通り公表しております。また、委員各社の製品のその他特許方法につきましては下記（4）に公開致しております。

1. 現在、製造している石膏ボード製品には、アスベストは使用されておりません。
2. アスベストを含有していた製品の種類、時期、量
 - 1) 過去の一部の特殊製品（不燃繊維石膏板等）にアスベストが使用されていたものがありました。対象製品は1970年（昭和45年）から1980年（昭和55年）までに製造されたものであり、この期間に製造された石膏ボード製品の1%程度と推定しております。尚、上記対象製品は一般住宅ではほとんど使われておりません。
 - 2) 下記製品に使用されたアスベストは石綿で、その含有量は以下の通りです。

①～②の製品に對する重量%	③～④の製品に對する重量%	※1の製品に對する重量%	※2の製品に對する重量%
① 0mm厚 不燃石膏繊維石膏ボード	第2006号、第2019号	—	—
② 0mm厚 七層石膏繊維石膏ボード	第2014号、第2010号	—	—
③ 7mm厚 アスベスト石膏繊維石膏板	第1012号	—	—
④ 0mm厚 アスベスト石膏繊維石膏板	第1013号	—	—
⑤ 0mm厚 グラスウール石膏繊維石膏板	第1014号	—	—
⑥ 0mm厚 不燃石膏繊維石膏板	第1004号	—	—
⑦ 7mm厚 不燃アスベスト石膏繊維石膏板	第2008号	—	—
※1 15mm厚 グラス繊維入り石膏ボード	—	—	—
※2 12mm厚 七層石膏繊維石膏板（別添）	（別）第1425号	—	—

81

調査者の知識向上の必要性

82

石綿含有建材調査者講習の内容

厚生労働省、環境省、国土交通省併せて三省が示しているカリキュラム

建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 一時間
労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項

建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 一時間
大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項

石綿含有建材の建築図面調査 四時間
建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材、建築図面その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項

現場調査の実態と留意点 四時間
調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項

建築物石綿含有建材調査報告書の作成 一時間
調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項

より適正な事前調査を実施するため、更なる知識の向上が必要

知識向上に必要な事

- ①-1 石綿含有建材の種類と名称を出来る限り書面（仕上げ表、特記仕様書）・目視（裏面情報・破断面からの情報）にて確認できるようになる事
- ①-2 網羅的調査手法（全ての部屋の全ての建材）を熟知し、活用できるようになる事
- ①-3 事前調査結果は記録し、報告する事が必要である。記録・報告するとは、**報告書の作成**にある。その為には書式（フォーマット）を創る事、手に入れる事が必要である。
- ② 実務経験（シミュレーション、ロールプレイングでは無い事）が必要である。
- ③ 更なる**知識向上のための研修が繰り返し必要**である。

登録団体などが実施している
有資格者向け研修等をご活用ください。

調査者の知識向上について

ご質問がある場合、下記ホームページのお問い合わせボタンを押して！



The screenshot shows the NADA website header with the following information:

- TEL 03-6809-4223
- FAX 03-6809-4272
- お問い合わせ (Contact Us) button

協会について | 入会案内 | アスベスト診断 | NADA最新情報 | NADAの活動 | 会員一覧

熊本の被災建物で通路天井部に吹き付け

お問い合わせください！

85